

誰の権利？自分の権利！子どもの権利（主な人権課題：子ども）

子どもは一人の人間として尊重され、守られなくてはなりません。しかし、いじめ、虐待、貧困など子どもの人権をめぐる問題が多発している状況があります。子どもとして、そして近い将来の「大人」として、子どもの権利を知り、守るために理解や考えを深めましょう。

○ 「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」の4つの権利

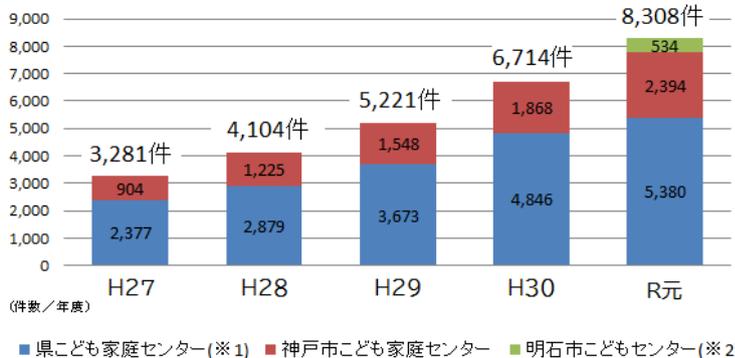
<p>生きる権利 すべての子どもの命が守られること</p> 	<p>育つ権利 もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること</p> 	<p>守られる権利 暴力や搾取、有害な労働などから守られること</p> 	<p>参加する権利 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること</p> 
--	---	---	--

※条文については巻末資料参照。「子どもの権利条約」や「児童虐待防止法」でいう「児童」とは18歳未満のことをいう。

○ 次のケースはどのような点が問題か考えてみましょう。

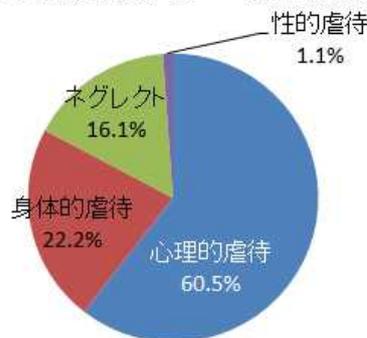
- (1) ご飯をこぼしたので、ベランダに長時間放っておかれた。
- (2) 友人にいたずらをしたので、長時間正座をさせられた。
- (3) 何度も言葉で注意されても聞かないので、頬をたたかれた。
- (4) 宿題をしなかったので夕食を与えてもらえなかった。
- (5) 進路について、一方的に決められ、希望や意見を全く聞いてもらえなかった。
- (6) 部活動の試合でミスをしたので、指導者に足を蹴られた。
- (7) 子どもの目の前で父親が母親に対して暴力を振るった。
- (8) インターネットで知り合った大人に裸の写真を送れと言われた。

兵庫県内の児童虐待相談件数の推移



※1 県子どもセンターは、中央・西宮・川西・姫路・豊岡の子ども家庭センターの相談件数の合計
 ※2 明石子どもセンターはH31開設。H30までの相談件数は県子ども家庭センターに含む。

県子ども家庭センターへの相談種別

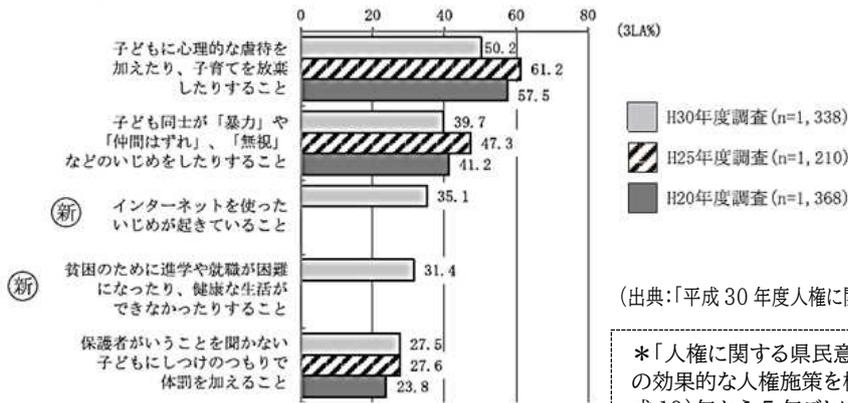


(出典:「ひょうごの児童相談」(兵庫県、令和元(2019))

考えてみよう

Q1. 児童虐待について、自分や身近な人が困っていたり、助けを必要としたりしているときには、どのような対応ができるか考えてみよう。

○ 子どもに関する人権上の問題



食事、進学、学習などの面で不利な状況に置かれる「子どもの貧困」やインターネットでのいじめが新たな課題となっています。

(出典:「平成30年度人権に関する県民意識調査」((公財)兵庫県人権啓発協会)*

*「人権に関する県民意識調査(以下「県民意識調査」)」は、今後の効果的な人権施策を検討する基礎資料とするために1998(平成10)年から5年ごとに実施されている。

○ 虐待の4類型

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など 家庭での暴力的なしつけや学校での体罰 など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

○ 相談窓口

- 子どもの人権 110 番 フリーダイヤル 0120-007-110
- ひょうごっ子悩み相談センター(ひょうごっ子相談 24 時間ホットライン)
フリーダイヤル 0120-0-78310



児童相談所虐待対応ダイヤル

- キーワード
 - ◆ 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)(令和元(2019)年改正)
親権者等は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化された。
 - ◆ いじめ防止対策推進法(令和元(2019)年改正)
いじめの定義や基準を明示し、いじめへの対応と防止について学校や行政等の責務を規定している。
- 関係機関・施設等
 - ◆ こども家庭センター(児童相談所):
子どもと家庭のさまざまな問題について相談援助活動を実施している。
 - ◆ (公財)日本ユニセフ協会:
世界中の子どもたちの命と健康を守るために活動する国連機関ユニセフの日本の国内委員会



考えてみよう

- Q2.学校生活をより良くするために、ルールや行事等のあり方などについて考え、提案してみよう。
- Q3.児童虐待以外に、子どもの権利が守られていない事例を探し、その改善や解決のために行われている取組を調べたり、自分にできる取組を考えたりしてみよう。